

【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 11 報)(R3.3.30)に係る 名古屋市 QA (一部取扱い変更)

(従前の取扱については、厚労省事務連絡(第 8 報)(R2.6.19)名古屋市 QA (R2.6.26 付)を参照ください。)

I 生活介護における取扱い

生活介護において、今後もサービスの提供にあたり、いわゆる「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避けるための取組として、分散通所など様々な形態が想定されることを踏まえて、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも、短時間利用減算を適用しないことを可能とする。

Q 厚労省通知(第7報)別添 問17の取扱いと異なるのか。

A 取扱いに変更はありません。本市QA第5版「9. 厚労省通知別添問17 関係」及び「1. 厚労省通知別添問2 関係」Q12を参照ください。

II 短期入所における取扱い

(廃止)

※本取扱いについては、令和3年3月サービス提供分をもって廃止となります。

Ⅲ 留意事項

上記Ⅰの取扱いによる報酬の算定を行う場合は、指定権者へ事前連絡の上、利用者の同意を得ること。

なお、利用者の同意について、必ずしも書面による同意確認を得る必要はなく、指定権者の判断により柔軟に取り扱われたいが、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残しておくこと。

Q 1 指定権者（名古屋市）への連絡はどのように行うのか。

A 名古屋市指定の事業所につきましては連絡の必要はありません。

Q 2 利用者の同意はどのようにとるのか。

A 説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名を記載した書面(様式任意)により同意を得てください。

Iについては、事業所側の判断で短時間利用とする場合に利用者の同意が必要となります。同意書には、上記に加え短時間利用とする理由を記載して下さい。

【問合せ】

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課
指定指導係
電話 972-3967